

ガバナンス

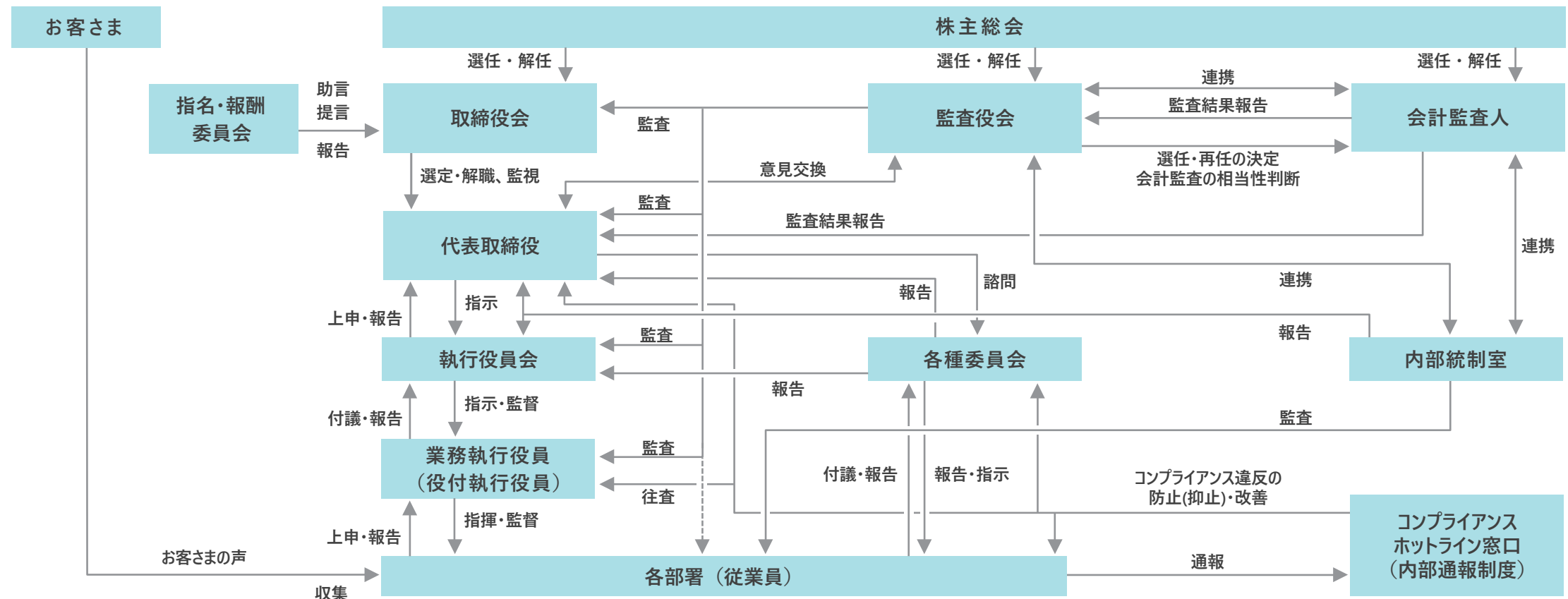
コーポレート・ガバナンス

基本的な考え方

当社は、お客さま視点を重視した『経営理念』に基づく事業活動を実践することにより、お客さまのみならず、株主の皆さまや地域社会、ビジネスパートナー等の全てのステークホルダー（利害関係者）との信頼関係を築き、持続的な成長を実現できる企業を目指しています。

このような背景のもと、コーポレート・ガバナンスの充実が当社にとって欠かせない重要課題であると認識し、取り組んでいます。

《コーポレート・ガバナンス体制》



コンプライアンスの推進

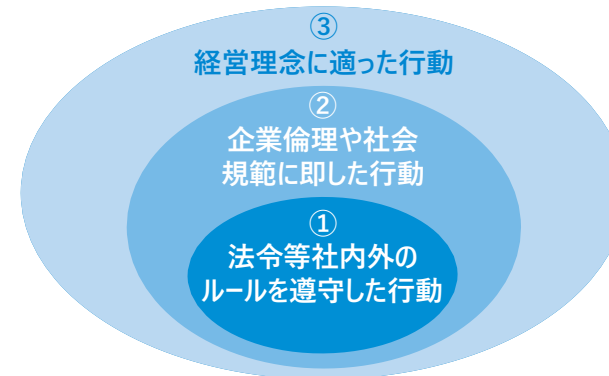
コンプライアンスの推進

お客さまや社会から常に信頼を得られる企業となるための基盤として、“コンプライアンスの推進”を経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、グループ会社およびビジネスパートナー（サービスショップ経営会社、工事会社等）とともに取り組んでいます。

コンプライアンスの定義

コンプライアンスを以下のとおり定義しています。

- ①「法令」等社内外のルールへの遵守に限らず、
- ② 社会から求められる「企業倫理」や「社会規範」に即した行動をすることに加え、
- ③ 経営理念にある「お客さま視点に立った企業活動」を私たち一人ひとりが理解し、行動していくこと



コンプライアンス推進の取り組み方針

コンプライアンス推進の取り組み方針を、以下4項目に定めています。

1. コンプライアンス基準の明確化

公益事業者としての使命と責務のもと、厳守すべき基本的事項を「企業行動基準」として定め、その具体的な指標として「従業員行動規範」を2003年に制定しました。

また、「企業行動基準」および「従業員行動規範」に則した行動を実践するにあたって留意すべき事柄や参考となる事例等をまとめた「オール京葉ガス 私たちの行動規範」を作成し、実践の徹底に努めています。

2. コンプライアンス推進体制の整備

社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関するさまざまな施策を検討しています。職場にコンプライアンス推進責任者および推進担当者を配置し、コンプライアンス活動の推進や啓発に努めています。

コンプライアンス基準

企業行動基準

従業員行動規範

オール京葉ガス 私たちの行動規範

コンプライアンスの推進

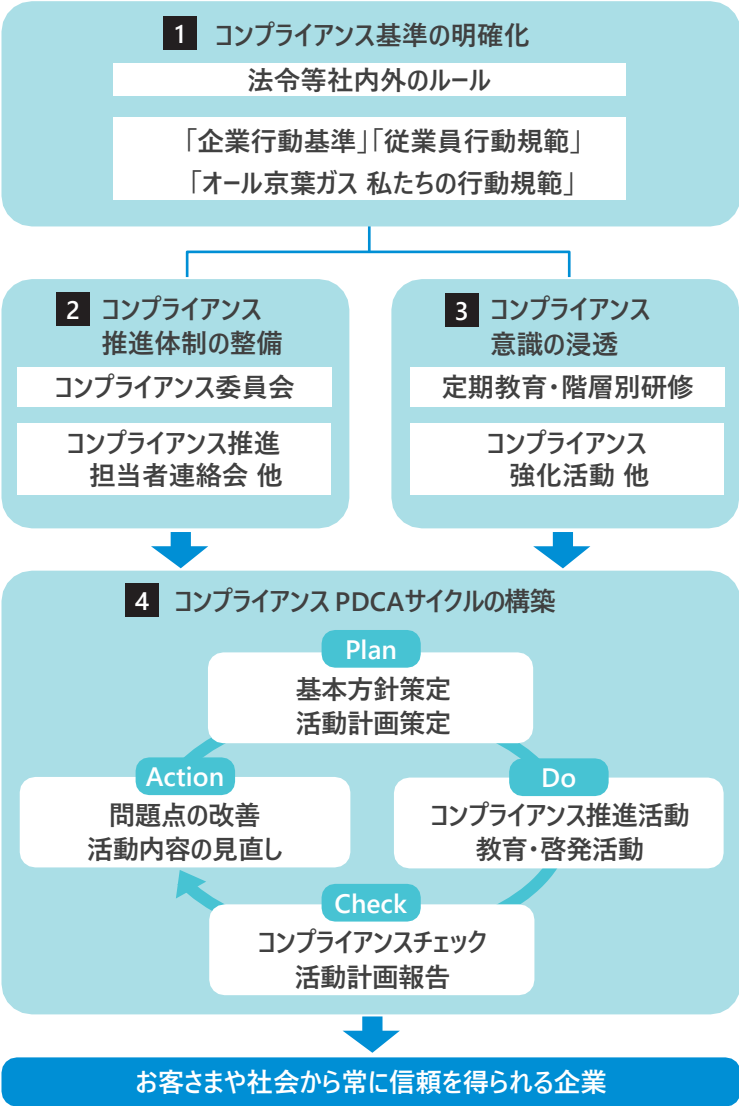
3. コンプライアンス意識の浸透

取り組み	内 容
定期教育・ 階層別研修	- コンプライアンスに対する従業員の意識浸透を図るため、年2回の定期教育、階層別の研修（新入社員・新任管理職等）を実施しています。 - 定期教育は、コンプライアンスチェックにより顕在化した課題をテーマに、各職場のメンバーが率直に話し合う機会とし、風通しの良い職場づくりにも役立てています。
コンプライアンス 強化活動	毎年10月を「コンプライアンス強化月間」として、「オール京葉ガス 私たちの行動規範」の読み合わせや教育を行うことでコンプライアンス意識の向上を図っています。
コンプライアンス ホットライン窓口 (内部通報窓口)	- 従業員が業務に関連するコンプライアンス上の問題やハラスメントに直面、あるいは疑問・悩みを感じた際に、通報・相談できる「コンプライアンスホットライン窓口」を社内外に設置しています。 - 受け付けた通報・相談に対しては、公平かつ公正に検討・調査し、改善等が必要な案件については、迅速かつ適切に改善策・再発防止策を講じています。

4. コンプライアンスPDCAサイクルの構築

年に1回、コンプライアンスチェックを実施しています。コンプライアンスの定着状況の把握や、さらなるコンプライアンス意識の醸成を目指すとともに、集計結果を分析し、課題の抽出・問題点の改善・活動内容の見直しに役立てています。

調査結果は社内イントラネットで公開し、従業員と共有しています。2025年の回答率は93.7%であり、得られた回答や意見は問題点の改善等に活かしています。

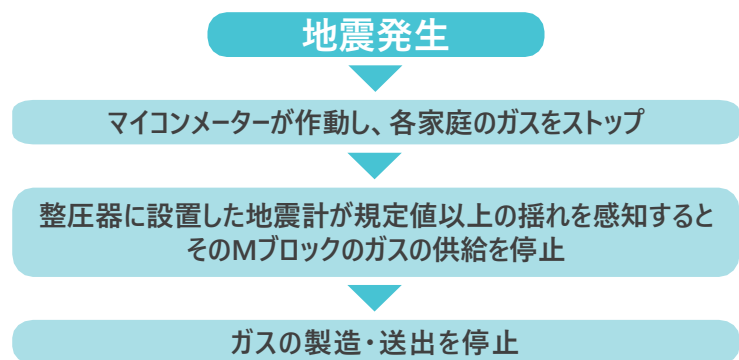


地震・災害対策

緊急対策

導管事業区域を3つのLブロック、さらに全体を36のMブロックに細分化し、約400か所に設置している地震計が一定以上の揺れを感知した場合は、二次災害防止のため、該当するMブロック地区のガス供給を停止します。

ブロック化された導管網により、問題のないブロックへの供給を継続し、影響を最小限に抑えます。また、地震・災害発生時の緊急体制を整備し、さまざまなリスクへの対策を整えています。



復旧対策

ガス供給を停止した地域について、ガス供給を速やかに再開するための対策を講じています。復旧作業は、供給停止を行ったMブロックの地域をさらに1,000～3,000件単位で細分化したSブロックごとに進めていきます。

日頃より復旧作業に必要な要員や資機材、行動基準を整備するとともに、地震訓練を毎年実施し、各自治体の訓練にも積極的に参加しています。なお、被害が大きい災害の場合は、一般社団法人日本ガス協会を通じて、全国のガス事業者による応援体制も整備されます。

復旧対策としての訓練・資機材の整備



松戸市・柏市との災害時における相互協力に関する協定

災害時におけるガス供給の早期復旧を目的として、2025年1月に松戸市、8月に柏市と相互連携・協力に関する協定を締結しました。

本協定により、資機材・施設・用地などを活用し、官民が連携することで、ガス供給の早期復旧に向けた活動をより円滑かつ確実に行うことを目指します。

安全対策

事業継続計画（BCP）

大規模地震等の災害に備えて、基本方針と行動プランを定めています。お客さまの安全、早期復旧、事業の継続を実現させるため、部署ごとに業務整理・優先順位づけを行い、リスクに備えています。

また、新型インフルエンザ等をはじめとする感染症への対応も定め、危機管理の徹底に努めています。

ガスもれ検査・ガス機器調査

お客さまに安心してガスをお使いいただくために、法令に基づき4年に一度、お客さま宅にお伺いし、ガスもれ検査・ガス機器調査を行っています。

2022年11月より、本調査をお客さまにわかりやすくお伝えするため、また安心してガスをご利用いただくために、動画を公開しました。

本動画は、調査訪問前に事前送付するハガキ内の二次元バーコードからも視聴いただけるようにしています。



動画はこちらから



ビジネスパートナー向け会議の実施

ガス本支管・供内管工事に従事するビジネスパートナーに対し、会議を開催しています。

ガス業界の事故事例や施工品質向上のための取り組みを紹介し、安全意識と品質の向上を図っています。また、安全作業や高品質な施工、環境への配慮等において顕著な実績をあげたビジネスパートナーを表彰し、モチベーションの向上を図っています。

行政との総合防災訓練の実施

行政が開催する総合防災訓練に参加・出展し、被害を想定したガス漏えい調査・漏えい修理の実演、また、マイコンメーター機能や地震に強いポリエチレン管についての紹介などを行っています。



情報セキュリティ

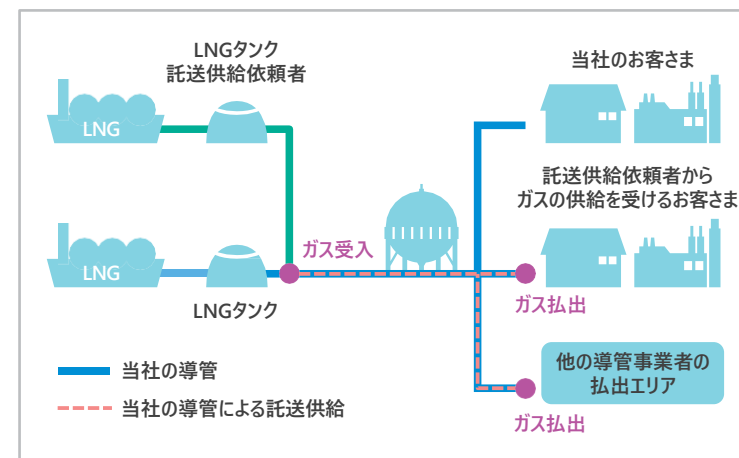
お客さま情報の取り扱い

「お客さまの情報はお客さまのもの（財産）」であり、「私たちはお客さまの情報をお預かりしている立場」とあるという認識のもと、全てのお客さま情報について最大限の注意を払って取り扱うものとしています。

お客さま情報を取り扱う委託先に対し、情報の取り扱いに関する遵守状況等の確認を定期的実施しています。

ガス導管業務等における情報管理研修の実施

ガス導管事業者として、ガスを供給する事業者（託送供給依頼者）のガスを当社の導管で受け入れ、受け入れた場所以外の地点で受け入れた量と同量のガスを当社の導管から払い出す託送供給サービスを行っています。託送供給の実施においては、導管網利用の中立性・公平性・透明性を確保する必要があることから、導管等業務に関する中立性確保規程を定め、運用しています。2025年7月、託送供給関連情報を適切に取り扱うため、役員・従業員・委託先向けに研修を実施しました。



情報セキュリティ教育の実施

情報セキュリティ意識やリテラシー向上のために、毎年教育・訓練を実施しています。

情報セキュリティ対策における基礎知識を習得するだけでなく、最新動向（サプライチェーン攻撃対策等）を意識した応用的な教育施策を実施しています。

教育・訓練内容

- 情報セキュリティ対策の基礎
 - 情報セキュリティ10大脅威[組織]への対策
※ 2025年度は上位3項目の内容についての教育
 - 標的型攻撃メール訓練の実施
- 等

第三者機関による監査の実施

外部の第三者機関によるサイバーセキュリティ監査を適宜実施し、サイバーセキュリティ対策の実施状況を確認しています。